

京都府地球温暖化対策条例に基づく13分野の施策

分野	主な内容	実施主体	対策プラン
1 府による対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「事業活動」等の施策に関する実施、誘導、促進等 ○地球温暖化対策に係る計画、指針等の策定、進捗報告 ○率先実行 ○財政上の措置 	行政	仕組みづくり
2 事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ◎条例の報告制度による自主的取組 ○KES認証取得の促進 ○石油等から天然ガスへのエネルギー転換 ○蓄熱式空調システムの普及促進 ○新エネ(太陽光発電) ○新エネ(コージェネレーション) 	事業者(産業)	<ul style="list-style-type: none"> 仕組みづくり 意識づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ◎条例の報告制度による自主的取組 ○KES認証取得の促進 ○石油等から天然ガスへのエネルギー転換 ○蓄熱式空調システムの普及促進 ○新エネ(太陽光発電) ○新エネ(風力発電) ○新エネ(コージェネレーション) ○新エネ(廃棄物発電) 	事業者(業務)	<ul style="list-style-type: none"> 仕組みづくり 仕組みづくり 意識づくり
3 建築物に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の環境性能の向上 ◎特定建築物排出量削減計画書、完了届出書の作成、提出(府による公表)による環境性能の向上 	事業者(建築主)	仕組みづくり
4 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の緑化の推進 ◎建築物等の緑化、緑化計画書・完了届出書の作成、提出 	事業者(建築主)	仕組みづくり
5 自動車交通	<ul style="list-style-type: none"> ◎条例の報告制度による自主的取組 ◎アイドリングストップの徹底 ◎従業員へのアイドリング・ストップの遵守指導 ◎駐車場でのアイドリング・ストップの周知徹底 ◎自動車(新車)に関する環境情報の説明 ◎自動車(新車)に関する環境情報の説明推進者(エコカーマイスター)の選任、届出 ◎エコドライブ推進員の選任、届出 ○低公害車の購入、使用の促進 ○エコドライブの推進(適切な使用、整備、運転等) ○配送の共同化等物流の効率化の推進 	事業者(運輸)	<ul style="list-style-type: none"> 仕組みづくり 意識づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ◎自動車(新車)に関する環境情報の説明推進者(エコカーマイスター)の選任、届出 ◎エコドライブ推進員の選任、届出 ○低公害車の購入、使用の促進 ○エコドライブの推進(適切な使用、整備、運転等) ○配送の共同化等物流の効率化の推進 ◎アイドリング・ストップの徹底 ◎駐車場でのアイドリング・ストップの周知徹底 ○自動車等の使用抑制や公共交通機関への利用転換等 ○エコドライブの推進(適切な使用、整備、運転等) ○低公害車の購入、使用の促進 		<ul style="list-style-type: none"> 人づくり 意識づくり
6 電気機器等	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー型電気機器等の優先的な使用の推進 ○電気機器等の適切な使用による省エネルギーの推進 ○省エネルギー型の製品やサービスの提供 ◎省エネ性能の表示、エネルギー消費効率の説明 ◎省エネ性能の説明推進者(省エネマイスター)の選任、届出 	府民	仕組みづくり
	<ul style="list-style-type: none"> ◎省エネ性能の表示、エネルギー消費効率の説明 ◎省エネ性能の説明推進者(省エネマイスター)の選任、届出 	事業者(販売業者)	人づくり
7 自然エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動や日常生活での自然エネルギーの優先的利用 ◎電気事業者排出量削減計画書、同報告書の作成、提出(府による公表) 	全ての主体	仕組みづくり
8 環境物品	<ul style="list-style-type: none"> ○環境物品等の購入(グリーン購入)の促進 ○環境物品等の購入等の方針の作成 	事業者(電気)	仕組みづくり
	<ul style="list-style-type: none"> ○環境物品等の購入等の方針の作成 	事業者	
9 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生抑制等による資源の有効利用の促進 ○廃棄物の適切な処理 	全ての主体	
	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適切な処理 	事業者	
10 環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育・環境学習の推進 ○従業員への環境教育の推進 ○温暖化防止に貢献する人材の育成及び行動の誘導 ○京都地球環境の日の制定による取組の促進 	全ての主体	意識づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ○京都地球環境の日の制定による取組の促進 	事業者	人づくり
11 森林の保全整備	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の保全・整備、府内産の木材の利用促進 	全ての主体	
12 環境産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○環境技術の開発や環境産業の育成 	事業者	
13 国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際協力の推進 	全ての主体	

凡例:◎義務 ○努力義務 ゴシック文字は削減効果を算定したもの